

清水町奨学金条例（平成6年清水町条例第33号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(奨学生の資格) 第2条 奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の条件を備えている者とする。 (1) (略) (2) 身体が健康で、<u>向学心があり、かつ、行いが善良な者</u> (3) <u>経済的理由により奨学金を必要としていること。</u> (4) <u>父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が町内に居住していること。</u> 2 (略)	(奨学生の資格) 第2条 奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、<u>本町住民の子弟であって、次の条件を備えている者とする。</u> (1) (略) (2) 身体が健康で、<u>学業成績が良好であって、かつ、行いが善良な者</u> (3) <u>学資の支弁が困難な者</u> 2 (略) <u>(審査委員会)</u> <u>第4条 奨学金貸付制度の運営上必要な事項について町長の諮問に応ずるため、清水町奨学生審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。</u> <u>2 審査委員会は、委員10名以内をもって組織し、知識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。</u> <u>3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>
(奨学生の決定) 第4条 <u>町長は前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。</u>	(奨学生の決定) 第5条 <u>奨学生は、審査委員会の諮問を経て町長が決定する。</u>

改 正 後	改 正 前
(奨学金の種類及び額) <u>第5条</u> (略) (奨学金の貸与期間) <u>第6条</u> (略) (奨学金の廃止及び変更) <u>第7条</u> 町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金貸与の廃止、又は貸与期間若しくは奨学金の額を変更することができる。 (1) (略) (2) <u>奨学生の保護者</u>が本町の住民でなくなったとき。 (3)～(7) (略) (8) <u>第9条</u>に定める義務を怠ったとき。 (保証人) <u>第8条</u> 奨学生は、その修学及び奨学金の償還を保証するため、<u>独立の生計を営み、次の各号に掲げる者をそれぞれ1名ずつ保証人としなければならない。</u> (1) <u>奨学生の保護者</u> (2) <u>奨学生及び保護者以外の者</u> <u>2 保証人は、奨学金の償還について、奨学生と連帯してその義務を負うものとする。</u>	(奨学金の種類及び額) <u>第6条</u> (略) (奨学金の貸与期間) <u>第7条</u> (略) (奨学金の廃止及び変更) <u>第8条</u> 町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金貸与の廃止、又は貸与期間若しくは奨学金の額を変更することができる。 (1) (略) (2) <u>親又はこれに代わる者が</u>本町の住民でなくなったとき。 (3)～(7) (略) (8) <u>第10条</u>に定める義務を怠ったとき。 (保証人) <u>第9条</u> 奨学生は、その修学及び奨学金の償還を保証するため、<u>2名以上の保証人をたてなければならない。</u> <u>2 保証人は、本町に住所を有し、独立の生計を営む者であって、そのうち1名は奨学生の親又はこれに代わるものでなければなら</u>

改 正 後	改 正 前
(奨学生の義務) <u>第9条</u> 奨学生は、その在学する学校長から、<u>毎年度在学証明書</u>の交付を受け、これを町長に提出しなければならない。 2・3 (略) (奨学金の償還) <u>第10条</u> (略) 2 奨学生が、<u>第7条各号(第7号を除く。)</u>のいずれかに該当するときは、その事由が生じた日から1か月以内に一時償還をしなければならない。 3 (略) (利子) <u>第11条</u> (略) (奨学金の償還義務免除及び減額) <u>第12条</u> (略)	<u>ない。</u> <u>3 保証人は、奨学金の償還について、奨学生と連帯してその義務を負うものとする。</u> (奨学生の義務) <u>第10条</u> 奨学生は、その在学する学校長から、<u>毎学年末の学業成績証明書</u>の交付を受け、これを町長に提出しなければならない。 2・3 (略) (奨学金の償還) <u>第11条</u> (略) 2 奨学生が、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が生じた日から1か月以内に一時償還をしなければならない。</u> (1) <u>奨学生の親又はこれに代わる者が町外に転出したとき。</u> (2) <u>奨学生が、第8条各号(第7号を除く。)</u>のいずれかに該当するとき。 3 (略) (利子) <u>第12条</u> (略) (奨学金の償還義務免除及び減額) <u>第13条</u> (略)

改正後	改正前
2 <u>奨学生が卒業又は修業後、本町の住民として一定年以上就業し、その後も本町に居住し就業を継続する意志のあるときは、貸与額の一部又は全部の償還を免除することができる。</u> (規則への委任) 第13条 (略) 別表 (第5条関係) 奨学金の種類及び額 (略) 備考 入学金とは、大学等入学時における一時納付金をいう。	2 <u>奨学生が卒業又は修業し、本町の振興と発展のために町長が特に必要と認めた職種に引き続き一定年以上従事し、その後も従事する意志のあるときは、貸与額の一部又は全部の償還を免除することができる。</u> (規則への委任) 第14条 (略) 別表 (第6条関係) 奨学金の種類及び額 (略) 備考 入学金とは、大学等入学時における一時納付金をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第22号）の一部を次のように改正する。
- 別表1中「奨学生審査委員会」を削る。

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第22号）の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																
別表1（第2条関係）	別表1（第2条関係）																
<table><tr><th>区分</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	区分	報酬額	(略)				(略)		<table><tr><th>区分</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>奨学生審査委員会</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	区分	報酬額	(略)		奨学生審査委員会		(略)	
区分	報酬額																
(略)																	
(略)																	
区分	報酬額																
(略)																	
奨学生審査委員会																	
(略)																	